

これまでの議論の整理と対応の方向性について

0. 資料の構成について

本資料では、「1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担」、「2. 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保」、「3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上」の各論点について、下記によりこれまでの基本問題小委員会でのご議論及び制度改革の内容を整理。

現状・課題

目指すべき方向性

各論点における現状と課題、及びそれらに対処するために建設業において達成すべき方向性について、小委でのご議論を踏まえて記載。

制度改革の内容

上記の方向性を達成するために、喫緊に制度を改正すること等により講じていくべき施策の大枠を記載。

審議における主なご意見

ご意見を踏まえた対応方針

小委での委員からのご指摘と、それらを踏まえた対応方針を記載。

【制度の詳細設計】・・・上記の制度改革の立案を行う際に、実務を考慮して整理を行い、必要な内容を制度（法令・約款等）の中に組み込んでいくべき事項。

【運用の整理】・・・（制度改革の立案と並行して検討を行いつつ、）改正後の制度を施行するまでの間に、実務を考慮した上で運用の方針・解釈等を整理し、ガイドラインによる関係者への周知等を順次行っていくべき事項。

中間とりまとめにおいては、講ずべき施策をご提言いただくという趣旨の下、上記内容を【現状・課題】→【対応の方向性】（講ずべき措置＋留意点）という構成で整理することとしたい

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

1. 課題認識

現状・課題

- 個別の建設工事におけるリスク分担の内容は、一義的にはそれぞれの契約に基づき当事者間で決定されるべき問題であるが、適切なリスク分担がなされない場合は、適切な請負代金が確保されないことにより、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営状況の悪化や不良工事の発生といった影響が及ぶ場合がある。
- 総価一式に代表される建設工事の請負契約においては、予備的経費（リスクプレミアム）が請負代金の中に含まれることとなるが、発注者が予備的経費がどの程度のリスクに対応したものなのかを詳細に把握することは困難であり、情報の非対称が生じている。
- また、発注者は契約前に契約予定金額に基づき経済合理性を検証し、投資判断を行う必要があるとともに、資金調達先や地権者等との調整を行っていることから、建設工事の実施に際し、事後的な請負代金の変更を受け入れることは容易ではない。その一方で、受注者は見積り及び契約においては、例えば工期中の想定される物価変動を予備的経費として織り込んで単価設定を行うが、急激な物価変動まで吸収するような設定を行うことは困難である。
- 建設工事の契約プロセスにおいては、受発注者間でこのような認識の齟齬が発生していると考えられる。
- さらに、請負契約において、資材価格等の変動に際しての変更契約に関する条項が含まれていない場合や、請負代金は変更しない等の特約が盛り込まれている場合があり、このような場合には、価格変動に対してどのように適切なリスク管理を行っていくかが不明確である。

目指すべき方向性

- 当事者間での協議を通じたリスクへの対応を建設工事に関する請負契約全体に広げていくために、取引事業者全体のパートナーシップ構築という観点から、1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化（契約の透明化）、3) 当事者間のコミュニケーションを制度的に担保していくことが必要。
- 併せて、これらの制度を建設業所管行政庁が徹底させるための仕組みが必要。

1-1. 情報の非対称性の解消関係

制度改正の内容

- ① 見積り時や契約締結前に、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報を受注者から注文者に提供することを義務化する。
- ② 請負代金の内数として、資材価格等の変動に備えた予備的経費が含まれていれば想定している変動幅、あるいは、予備的経費が含まれていない場合にはその旨と積算の前提としている資材価格など、予備的経費に関する事項を契約書に明記することをガイドライン等に記載する。
- ③ オープンブック・コストプラスフィー方式が、導入に適した工事で円滑に活用されるよう、同方式の標準約款を制定する。

審議における主なご意見

ー受注者によるリスク情報の提供義務関係ー

- ・ 契約変更で問題となる建設工事は設計施工一貫方式が多いが、多様な契約方式に応じて、提供されるべきリスク情報のあり方等を検討すべき。
- ・ 請負代金額変更の際、個人等のプロでない発注者が納得するために、客観性を担保・立証する方法を検討すべき。
- ・ 中小・零細企業は、積算能力、情報提供力、リスク管理能力が乏しく、運用含め制度設計に慎重な検討が必要。

ーオープンブック・コストプラスフィー関係ー

- ・ 分離発注並みのオープンブックでなければ、発注者側の理解は得られないと考えられる。
- ・ どのような条件やケースの場合に、この方式が選択肢の一つとなるのかを整理して周知を行うべき。
- ・ 下請業者分も含めた正確な原価管理等の内部統制をどのように担保していくのかについて検討が必要。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 多様な契約形態に応じて、どのようなリスク情報が提供されるべきか、また、受注者から示される情報の客観性及び合理性の担保や立証のあり方について整理していく。 【①関係：運用の整理】
- ・ 例えば、受注者が小規模事業者でリスク管理や随時の原価管理等の対応能力に課題を抱える場合の情報提供のあり方や、発注者が個人等で受発注者間の情報の非対称性が顕著である場合のCMRの活用について検討していく。 【①関係：運用の整理】
- ・ オープンブック・コストプラスフィー方式の標準約款の策定に当たっては、コストの算出や受発注者間での協議等に要する手続の煩雑性の回避、受発注者間の公平性の確保等の観点を中心に、導入に適した工事、第三者による検査等の導入を含む受注者側の内部統制のあり方等にも留意しながら、専門家や実務者による慎重な検討を行っていく。 【③関係：制度の詳細設計】

1-2. 価格変動等への対応の明確化関係

制度改正の内容

- ④ 受発注者ガイドラインにおいて、「民間約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」である旨を明記する。
- ⑤ 建設工事請負契約の書面記載事項を定めた建設業法第19条第1項のうち、第8号が「請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかということについての定め」を記載する趣旨であることを明確化するため、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する定め」を法定記載事項として明記する。
- ⑥ 請負代金額の変更を求め得る場合を規定した民間約款第31条の趣旨や、同条に規定する「経済事情の激変」や「物価・賃金の変動」といった文言に関し、どのような場合がこれらに該当するのか、解釈を明示する。

審議における主なご意見

一価格変動に伴う請負代金の変更に関する事前合意事項の契約書への明示関係一

- ・ 契約前に双方協議により合意した事項を契約締結の前提・趣旨として、書面にて明確化する制度の導入を提案。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 資材価格等の変動に伴う請負代金の変更方法等を定めた条項を契約書に明示することについて、受発注者間での円滑な契約締結を図るため、**契約締結時にどのような合意事項が明確化されるべきかについても整理**していく。

【⑥関係：運用の整理】

1-3. 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化関係

制度改正の内容

- ⑦ 請負代金や工期に影響を及ぼす事象で当事者の責めに帰さないものが生じた場合に、受発注者が誠実に協議すべきことを法定化する。
- ⑧ 法19条の3(発注者による不当に低い請負代金の禁止)違反に係る国土交通大臣等による勧告対象に民間事業者を含める。
- ⑨ 法19条の3違反に係る「警告」や「注意」などの行政指導を円滑に行うため、不当に低い請負代金の禁止規定の違反につながるおそれのある行為類型を、あらかじめ整理・公表する。
- ⑩ 建設工事の請負契約に関する情報を広く調査・整理し、公表できるよう、法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約の是正のための組織体制を整備する。

審議における主なご意見

一受発注者間での誠実協議関係一

- ・受発注者間、双方の立場で主張に相違が生じている場合は、建設工事紛争審査会を活用してはどうか。

一民間事業者への勧告等関係一

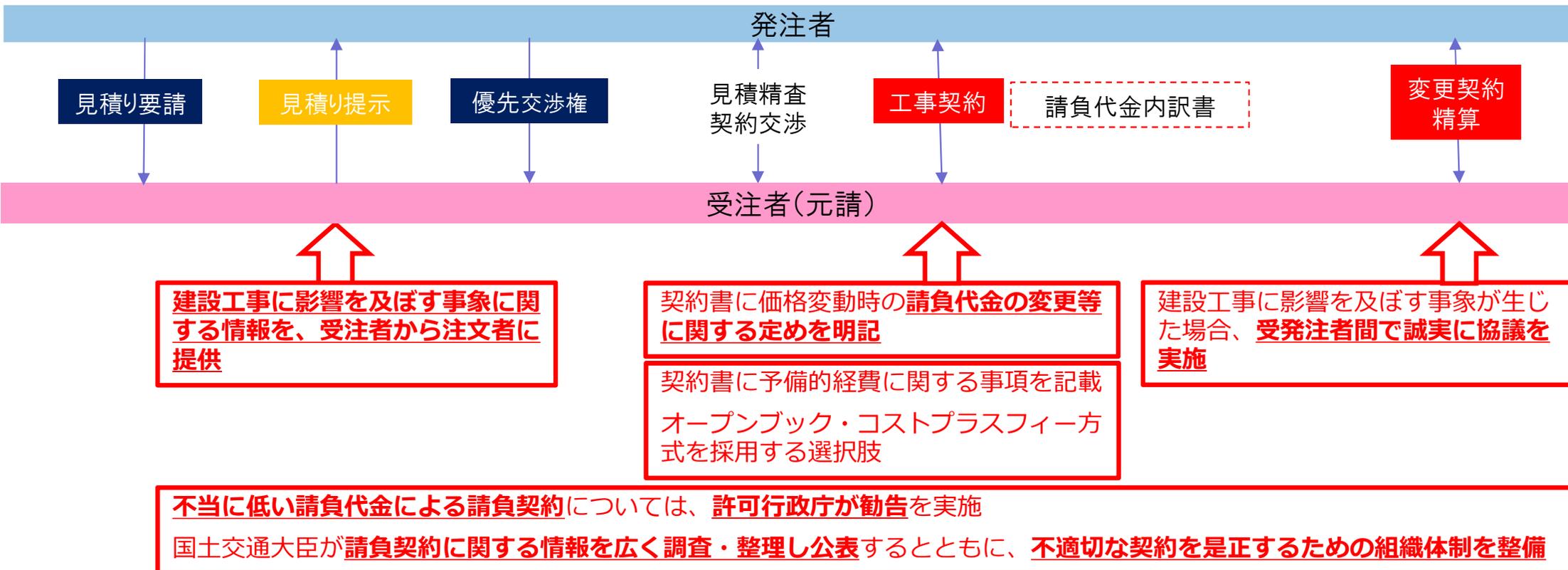
- ・民衆の契約に対して不必要に公的機関が関与して勧告等を行うと、自由な経済活動を損ねる可能性が懸念される。
- ・受発注者間と元下間では当事者間の関係が異なるため、正当な契約交渉や商行為を萎縮させないよう整理が必要。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・受発注者双方の主張に相違が生じている場合において、建設工事紛争審査会の活用等、円滑な解決を図るための方策についても検討していく。【⑦関係：運用の整理】
- ・不当に低い請負代金の禁止規定の違反につながるおそれのある行為類型を整理するに当たっては、民間同士の契約に基づく自由な経済活動を阻害しないことや、受発注者間の関係は協働して建設工事を施工する元下間の関係と立場が異なること等に十分留意しながら検討していく。【⑨関係：制度の詳細設計】

建設工事における契約プロセス例(今後のイメージ)

- 見積り時や契約締結前に、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報を受注者から注文者に提供することを義務化するとともに、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する定め」や予備的経費に関する事項を契約書に明記することにより受発注者間での情報の非対称性や認識の齟齬を解消。
- 請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に、受発注者が誠実に協議するべき旨を法定化し、当事者間のコミュニケーションを制度的に担保。
- 国土交通大臣等による勧告等を通じて、不適切な契約の是正措置を実施。



2. 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保

2. 課題認識

現状・課題

- 公共工事設計労務単価は、平成24年から令和5年までの11年で全職種平均65.5%の上昇となっている。この流れが地方公共団体や民間の工事にも広がるとともに、現場の技能労働者に行き渡ることによって、さらなる賃金水準の上昇につながる好循環をつくりだしていくことが必要。
- 一方で、建設工事においては、材料費等を削減することは困難であることから、価格競争の原資が技能労働者の労務費や法定福利費に限られやすいため、技能労働者の処遇がしわ寄せを受けやすく、また、処遇改善に積極的な建設企業が競争上不利な状況となっている。
- こうした事態が生じている背景には、受注産業である建設業において、建設業者は労務費の見積りが曖昧なまま、受注した金額の範囲内で賃金を決定せざるを得ず、結果として、適正な賃金の原資が確保できなくなっているなどの事情があると考えられる。

目指すべき方向性

- 建設業の担い手確保のためには、建設業が学生等の未来の入職者から見て、より魅力的な業界となるよう、適切な賃金支払いが不可欠であり、そのためには各建設業者において、賃金支払いの適正化や賃金引き上げの原資となる適切な利潤と労務費が確保されることが必要。
- そのためには、1) 適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を参照して適切に支払われるべき労務費が下請契約等において明確化され、賃金水準が市況の影響を受けにくい環境づくり、2) 適切な労務費の確保や賃金の行き渡りを阻害し、出血競争による共倒れを招きかねない不当な安値での受注を減らしていくこと、3) 適切な労務費や賃金行き渡りを確保・担保する措置を講じていくこと、が必要。

2-1. 標準労務費の勧告関係

制度改正の内容

- ① 請負契約締結の際における労務費の相場観を示すと共に、廉売行為を規制する際の基準とするため、適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を「標準労務費」として、中央建設業審議会が勧告を行う。

審議における主なご意見

一標準労務費の勧告関係一

- ・ 実際の建設工事における歩掛かりは標準歩掛と合わない工事があるため、一律に合わせるのではなく、変数を置くなど、幅を持たせた設定としてはどうか。
- ・ 例えば、住宅業界にはいわゆる設計労務単価や歩掛りという統一的なものがなく、技能や工法によって労務費等が決定されるため、業界の理解が必要。
- ・ 工種を限定して勧告すると工種間格差が生じかねず、業界全体に対する効果が限定的になることを懸念。
- ・ 技能者においては、知識・経験年数等の技能レベルに応じた賃金支払いとなるよう留意が必要。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 標準労務費は、例えば、公共工事設計労務単価に、直轄工事の積算で使用する歩掛を乗じる方法により、単位施工量当たりの金額として算出することを検討する。【制度の詳細設計】
- ・ 歩掛等は、工種ごとにも細分化されていることから、標準労務費は、工種によって幅を持たせた形で勧告すること等を検討する。【制度の詳細設計】
- ・ 標準的な歩掛等の設定に当たっては、歩掛等が各種工事の実態に即しているかや、公共工事の歩掛等が設定されていない住宅建築工事の工種に係る算出方法などを含め、行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討する。【制度の詳細設計】
- ・ その際、労務費の相場観を形成し、廉売行為の判断基準にするとの機能を損なわないかにも留意しつつ、標準労務費を例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告する等の対応も検討する。【制度の詳細設計】
- ・ 標準労務費の具体的な範囲や内容等については、中建審の下にWGを設置し、技能労働者の能力・経験に応じた賃金支払いの実現に十分寄与できるよう留意しつつ、幅広い合意を得ながら検討していく。【制度の詳細設計】
- ・ 下請契約における適切な労務費の確保のため、標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進していく。【運用の整理】

2-2. 不当に低い請負代金の禁止・労務費等行き渡り関係

制度改正の内容

- ② 労務費を原資とする廉売行為を制限するため、受注者が不当に低い請負代金で請負契約を締結することを禁止し、違反事業者に対する勧告等により実効性を担保していく（勧告等を行う判断の基準には①の標準労務費を用いていく）。
- ③ 「標準労務費」を参照した適切な水準の賃金の支払いを確保するため、建設業者に対し、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求めるとともに、標準約款に、適正な賃金支払いへのコミットメント（表明保証）や賃金開示への合意に関する条項を追加する。
- ④ 建設工事の請負契約に関する情報を広く調査・整理し、公表できるよう、法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約の是正のための組織体制を整備する。

審議における主なご意見

一不当に低い請負代金の禁止・賃金行き渡り関係一

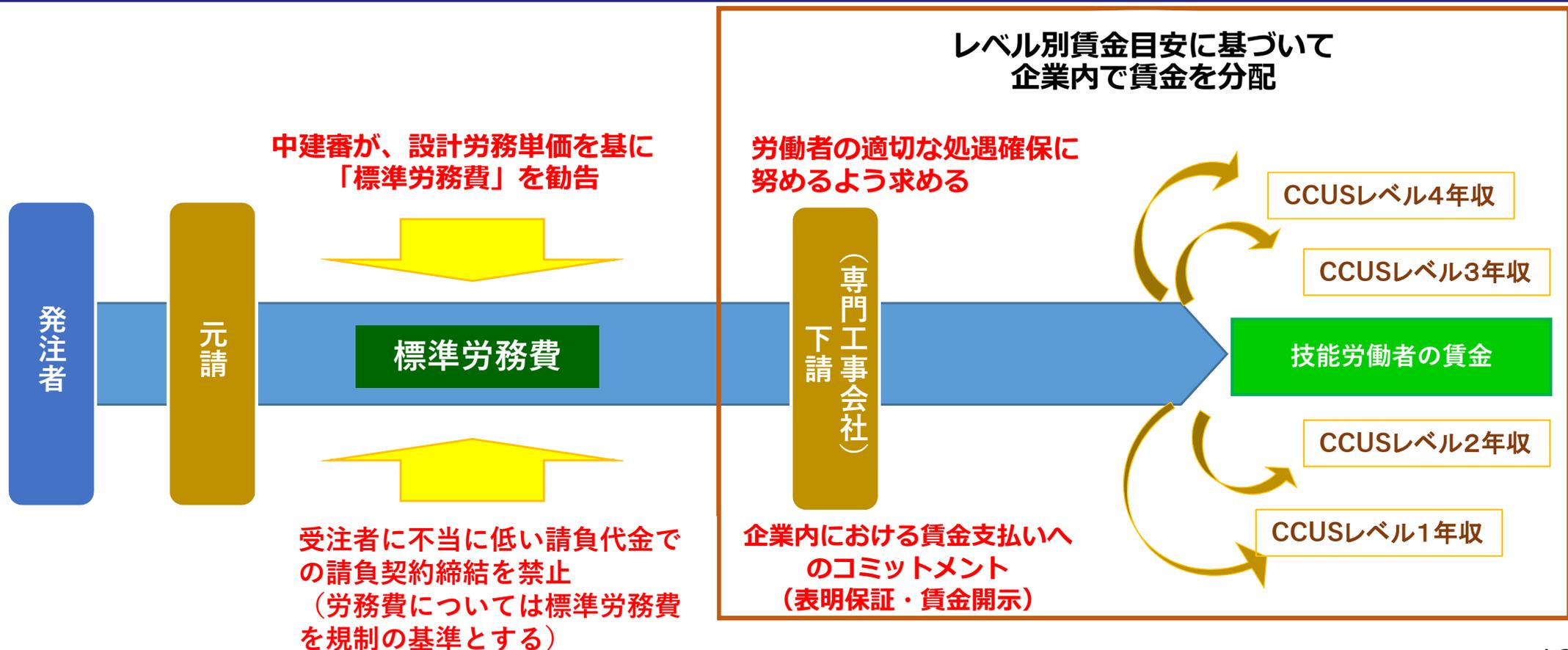
- ・ 賃金の行き渡りの確認について、建設産業全体の問題と捉え、公共・民間を問わず実施していくべき。
- ・ 賃金行き渡りに関して、見える化することを検討すべき。
- ・ 行政の勧告等に加え、標準労務費を参照した適切な賃金相当額が支払われているか調査する制度を設けるべき。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 受注者による不当に低い請負代金の禁止を運用する際は、標準労務費を一定程度下回る労務費を計上して締結された請負契約を抽出するものとし、その方法を検討する。また、これに該当する請負契約すべてを勧告等の対象とするのではなく、「廉売に当たりうる」かを調査の上で、不適切な契約に限って是正措置を講じることとする等、廉売行為の制限の適切な運用方法について整理していく。【②関係：運用の整理】
- ・ 建設業者に対し、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める。【③関係：制度改正追加】
- ・ 賃金の支払実態の「見える化」に関して、公共工事・民間工事問わず、下請も含めた受注者における賃金の支払い状況や技能労働者の配置、施工体制等についての確認を行うための方策についても併せて検討していくに当たって、まずは公共工事において、元請業者及び下請業者が発注者に賃金開示を行った上で、その情報を建設業を所管する行政主体とも共有し、賃金の支払いの適切な実態把握を行う取組を検討していく。【③関係：運用の整理】
- ・ 併せて、実際に適切な賃金が技能労働者に行き渡っているかについて、簡易に確認できる仕組みをICT活用も含め検討していく。【③関係：運用の整理】

適切な労務費や賃金行き渡りの確保(今後のイメージ)

- 受注者が不当に低い請負代金で請負契約を締結することを禁止し、適切な労務費の確保や賃金の行き渡りを阻害する不当な安値での受注を減らしていく。
- 適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を「標準労務費」として、中央建設業審議会が勧告を行い、請負契約締結の際における労務費の相場観を示すとともに、廉売行為を規制する際の基準とする。
- 労働者の適切な処遇確保に努めるよう求めるとともに、表明保証や賃金開示への合意に関する条項を追加し、「標準労務費」を参照した適切な水準の賃金の支払いを確保する。
- 公共工事・民間工事問わず、下請も含めた受注者における賃金の支払い状況等を確認するための方策を検討



3. 魅力ある就労環境を実現する 働き方改革と生産性向上

3. 課題認識

現状・課題

- 当初契約の段階で工期が著しく短い場合や、設計変更や施工の遅れ等に伴い工期がひっ迫する場合等には、下請事業者にもしわ寄せが及び、長時間労働が不可避となるなど、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがある。
- 一方、受注者が著しく短い工期で請負契約を締結することを制限する規制は存在しない。
- 重層下請構造において適正な施工を確保するためには、法令に基づき施工体制台帳や施工体系図を適時適切に作成し、それらによる施工体制の確認や下請事業者の管理等の措置が徹底されることが必要であるが、建設現場における具体的な管理方法について、明確な指針や規制は存在しない。
- 監理技術者等の専任制度について「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）により、デジタル技術の利活用や働き方の多様化に対応した見直しが求められている。

目指すべき方向性

- 建設業の担い手不足への対応として、若手労働者や学生が将来にわたって魅力を感じ、他産業と比較しても遜色ない就労環境づくりが不可欠。
- 特に、労働者の健康を守り週休二日の実現や令和6年4月から適用される罰則付時間外労働規制への対応を行っていくという観点から、建設生産プロセス全体を通じて適切な工期の確保を徹底することが必要。
- 併せて、I C Tの活用促進により、例えば作業員名簿作成等の事務作業や勤怠管理の効率化を図ることで就労環境の改善を図るとともに、施工体制管理のさらなる徹底を目指す必要。
- デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提に、監理技術者等の専任制度などの規制が適正化・精密化されるよう見直しが必要。

3-1. 適正な工期の確保関係

制度改正の内容

- ① 著しく短い工期による請負契約締結の制限を徹底するため、発注者だけでなく受注者についても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者への勧告等により実効性を担保していく。
- ② 建設工事の請負契約に関する情報を広く調査・整理し、公表できるよう、法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約の是正のための組織体制を整備する。

審議における主なご意見

一勤務間インターバル制度関係一

- ・ 長期的な工程で考えなければいけない業界だからこそ、日単位で労働者の健康を守ることが必要であり、勤務間インターバル制度の導入を検討すべき。

一働き方改革に関する取組の見える化関係一

- ・ 透明性を高めるため、職場やプロジェクト毎の勤務時間、勤務間インターバル確保状況の見える化を検討すべき。
- ・ 若手入職者を確保する為には、対外的に魅力ある業界であることをアピールすべき。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 工期に関する基準を参照した適切な工期の設定・変更や労働基準法等の関連制度について、関係省庁とも連携しながら、**公共・民間の発注者及び建設業者に対して周知**を行う。【①関係：運用の整理】
- ・ **勤務間インターバル制度**など今後普及・促進していくことが働き方改革に資すると考えられる先進的な取組について、**情報収集・横展開や、工期に関する基準及びそのガイドラインへの位置づけ**を含め、普及方策を検討していく。【①関係：運用の整理】

3-2. 生産性の向上関係

制度改正の内容

- ③ ICTの活用等により現場管理を行う際の指針を国が作成し、特定建設業者に同指針に則した現場管理を求めていく。
- ④ 「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」のとりまとめで示された方針に基づき、一定の条件を満たす遠隔施工管理等を行う場合には、監理技術者等が2つの専任現場を兼任すること、及び営業所専任技術者が1つの専任現場の監理技術者等を兼任することを可能とする制度改正を行う。

審議における主なご意見

—ICTの活用等による現場管理の指針関係—

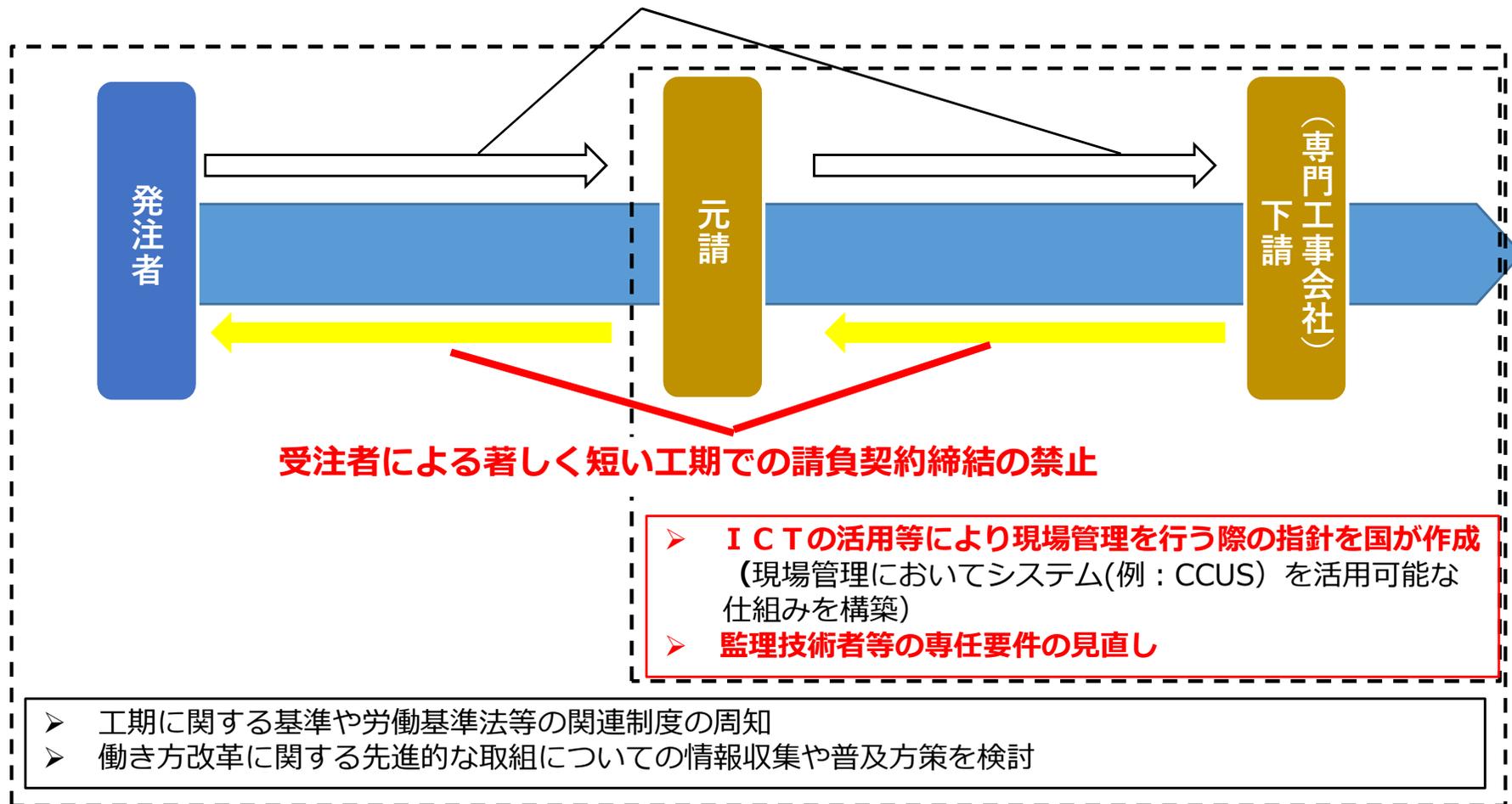
- ・住宅業界では中小・零細工務店が大宗を占めるので、ICT活用が進んでおらず、多くの課題が残る。
- ・ICT活用については、大手・中小・零細でそれぞれ対応出来る内容が異なる。各々で対応可能な形態をモデルケースとして提示するべき。
- ・施工体制の確認などについては、例えば、CCUSに蓄積された情報を、従来の目的だけでなく、関連した目的のために情報連携して活用していくことなども検討すべき。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・国が指針を作成する際は、**事業者の規模の違いによる取組の実現可能性等にも留意**しつつ、ICT活用事例や成功事例を広く収集し、専門家や実務者の意見を聴取しながら、建設工事のフェーズや考慮すべき観点を整理した上で、構成及び具体的な内容について検討していく。【③関係：制度の詳細設計】
- ・建設工事現場の適切な管理を確保しつつ、管理を行う関係者の負担軽減を図っていく観点から、**例えばCCUSのように、真正性を確認済の資格情報・許可情報等を備えたシステム、適切に更新された作業員名簿と照合可能な本人認証システムなどを活用**することが可能な仕組みを構築する。【④関係：運用の整理】

- 発注者だけでなく 受注者についても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、適切な工期を確保。
- ICTの活用等により現場管理を行う際の指針に基づき、就労環境の改善や施工体制の更なる徹底を図る。
- 「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」のとりまとめで示された方針に基づき、監理技術者等の専任要件などの規制を適正化・精緻化。

注文者による著しく短い工期での請負契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



4. 今後さらに検討すべき事項

4. 今後さらに検討すべき事項

今回の基本問題小委員会では建設産業における喫緊の課題として

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担、
2. 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

における、早急に講ずべき施策の方向性についてご審議いただいた。

これに加えて、

- ・ 重層下請構造に起因して非効率や技能労働者への不利益が発生していないか
また、実態を踏まえて建設業の許可やその合理化をどう考えていくか
- ・ 繁閑に応じた労働力の需給調整のあり方や、
職種に応じた多能工の活用等についての考え方やルールの整理
- ・ 建設業の許可を有しない小規模工事について、
それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理のための枠組みの構築

といった点についても、今回のとりまとめ内容も踏まえつつ、実態把握やありうべき方向性について、引き続き検討を行っていくことが望ましい。